

北海道建築士

HOKKAIDO KENCHIKUSHI 2025.11.No.339

11月号

目次

Revit編BIM寺子屋とハンズオンセミナーについて.....	1
建築士法改正後の実情.....	2
技術ノート（CPD自習型認定研修）.....	4
青年各ブロック協議会報告.....	6
Coffee Break.....	7
information.....	8

URL <https://www.h-ab.com/>

Revit編BIM寺子屋とハンズオンセミナーについて



BIM推進特別委員会 西岡 誠（札幌支部）

建築士会会員の皆様、平素より建築士会活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

BIM推進特別委員会では、BIMの普及と活用促進を目的に、会員のみならず会員外の方にも参加いただける活動を行っています。

昨年に続き、今年も「BIM寺子屋」を開催しました。今回はRevitを題材とし、9月12日にBIM寺子屋、13・14日には初心者向けのハンズオンセミナーを連続開催しました。

BIM寺子屋は北海道建築士事務所協会札幌支部との共催で行い、21名が参加。講師の講義に加え、参加者同士が学び合う活気ある場となりました。

会場や機材の都合で一般設計クラスを初級と中級・上級に分けましたが、初級クラスはほとんどがRevit未経験者で、初心者講習のような内容となりました。一方、中級・上級クラスでは実務で培った効率的な活用方法が紹介され、活発な意見交換も見られました。ただし、習熟度の差から「難しかった」との声もあり、今後の課題としてクラス編成を再検討したいと考えています。



寺子屋の受講風景

続くハンズオンセミナーでは、Meinhardt Japanの柳澤恭行氏を講師に迎え、土日の両日10時から17時まで実施しました。入門書をもとに短期間でRevitの基本操作を習得できる充実した内容でしたが、前日、講師の搭乗便が羽田空港の豪雨で欠航となるハプニングが発生。一時は中止も検討しました

が、柳澤氏の強い希望により急遽オンラインでの開催に切り替えました。



ハンズオンセミナー冒頭で挨拶をする大門委員長

委員会内にRevit操作に詳しい担当がいなかったため不安もありましたが、協力いただいた有限会社テクスプロラの方の支援により無事実施することができました。オンラインながら柳澤氏の指導は分かりやすく、多くの参加者が最終的にRevit上で図面や3Dモデルを完成させることができました。画面に成果が現れた瞬間には、担当委員の間に安堵と達成感が広がりました。



ハンズオンセミナーの受講風景

今回の成功は、講師、協力企業、そして参加者の皆様のご尽力によるものです。今後もBIM推進特別委員会は、BIMの普及と活用をさらに広げるべく活動を続けてまいります。引き続き、会員の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

建築基準法等改正法施行後の審査指摘について

北海道建設部住宅局建築指導課

1. 改正建築基準法・改正建築物省エネ法の概要

令和7年4月1日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に資する法律等の一部を改正する法律」が全面施行され、半年ほどが経過したところです。

本年施行の主な内容は①建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し、②木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し、そして③新築住宅・建築物への省エネ基準の適合義務付けの3点です。(図1)

①について、都市計画区域等の区域外においては木造建築物に係る建築確認の対象が2階以上又は延べ面積200㎡超の建築物に見直され、都市計画区域等の区域内においては構造関係規定等の審査省略の対象が平屋かつ延べ面積200㎡以下と縮小されました。これに伴い、2階建ての一戸建て住宅規模の計画においても、審査省略が適用されなくなり、確認申請書に壁量計算や一部の構造図等の設計図書の添付が求められるようになっていきます。

続いて②について、改正前の基準では「軽い屋根」

「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定していましたが、木造建築物の仕様の多様化やより高い省エネ性能を求めるニーズを受けた断熱性能の向上に伴い、従来に比べて重量が大きく地震動に対する影響に配慮を要することから、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定式により算定するよう見直されました。これに伴い、道では建設地市町村の垂直積雪深に対応した積雪荷重を評価した「壁量等の基準（令和7年施行）」に対応した設計支援ツール【北海道版】を整備し、当課ホームページで公開していますので、是非ご利用ください。

最後に③について、本年4月1日以降に着工する、原則全ての住宅・建築物の新築・増改築において、省エネ基準への適合が義務付けられています。これに伴い、従前からある省エネ適判だけでなく、告示に定められた仕様基準への適合や、長期優良住宅における長期使用構造への適合、品確法による設計住宅性能評価の取得によって省エネ基準への適合を示すことができるよう法令で措置されています。

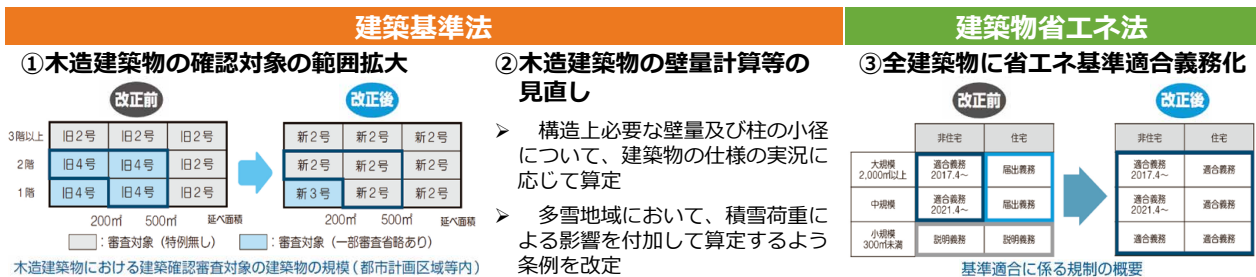


図1 木造建築物に係る建築基準法・建築物省エネ法の改正概要

※①・③は国土交通省「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル」より引用

2. 改正法施行後に多く見られる審査指摘

改正法が適用される建築物（本年4月1日以降に着工するもの）の確認申請において多く見られた審査指摘について、道内（限定）特定行政庁及び北海道を業務地域とする確認検査機関へ事例提供を求めたところ、多くの事例が寄せられました。次ページ「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行に伴い、増加した建築確認等の申請における指摘事項」では、その中でも主立ったものを「共通」「総則・設備」「構造」「防防火・避難」「省エネ」と規定別に整理していますので、順に解説します。(図2)

(1) 共通

従来、建築確認で審査省略を受けていた旧4号建築物について、改正法では2号建築物となり添付図

書や審査事項が増大したことから、申請業務に不慣れな申請者を中心に添付図書の不足や明示事項の不備が多く見受けられています。また、構造仕様規定の適用を受ける「特定木造建築物」以外の申請においては、各階伏図や軸組図等の構造図の添付が必要となることにも留意する必要があります。

(2) 総則・設備

総則・設備規定においても、改正前には特例により審査省略されていた一般構造や採光、換気等の規定において、設計図書で法適合状況が確認出来ない申請が一定数見られます。特に、採光規定については、採光補正係数の算定にあたり、当該開口部から隣地までの離隔距離（水平距離）や、計算対象となる開口部の中心とその直上にあたる屋根面までの離

隔距離（垂直距離）の図示が不十分な例が多い状況にあります。

(3) 構造

最も多くの指摘事項が寄せられたのが構造規定です。構造計算が不要な計画とするためには壁量計算やN値計算を含む仕様規定への適合が必要となりますが、設計にあたり配慮すべき事項は多岐にわたり、申請事例において耐力壁配置図と壁量計算との不整合、片筋交いの向き（筋交い凡例）や通し柱に係る表現の不備などの指摘がありました。

設計図書の作成例として国土交通省の『改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル』が参考になるほか、行政庁・審査機関により独自の取扱いを適用しているところもありますので、申請先へ事前相談されることをお勧めします。

(4) 防耐火・避難

防耐火・避難規定では、規模の小さな建築物においては法22条により延焼のおそれのある範囲に屋根・外壁に防火措置が求められる場合の大臣認定仕様への適合状況について多く指摘されていました。大臣認定仕様については、屋内面から屋外面までを認定された仕様とおりの断面構成とする必要があります。独自に断熱材を付加する場合によっては原則告示仕様により基準適合する必要がありますので、

留意が必要です。

(5) 省エネ

省エネ基準適合については、省エネ仕様基準に適合しない断熱構造や設備種別等を用いて仕様基準として申請された場合、別途省エネ適判が必要となり手続き的な手戻りが生じる事案が多く見られました。

現在の仕様基準は積雪寒冷な北海道で広く普及している設備方式等が網羅されてはいないため、結果的に省エネ計算が必要となる場合もあります。その際にも、前述のとおり設計住宅性能評価書や長期使用構造適合書など他の手続きで省エネ適判を代替できますので、ご承知おきください。

3. おわりに

本稿では代表的な指摘事例のみを紹介していますが、個別の申請にあつてはこのほかにも計画内容や適用規定に応じて様々な指摘がなされることとされますので、可能な限り申請先へ事前相談されることをお勧めします。

また、今年度の建築基準法講習会において、本稿で紹介しました事例も含めた審査・検査指摘のポイントについて、設計図書の形で具体的な設計例・指摘例を整理して解説する予定としていますので、あわせてご参考としてください。

<p>■共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現2号建築物(旧4号建築物)において、仕様構造材料一覧表が添付されていない ・特定木造建築物以外で伏図や構造図等が不足している 	<p>■構造</p> <p>(1)支持地盤・基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎の配筋が図示されていない ・立上り主筋と補強筋、底盤補強筋と両端部鉄筋の緊結状況が不明 ・地盤調査結果が未添付であったり、調査結果を踏まえた支持地盤の設定について記載がない ・技術資料が添付されず、地盤改良工法の検討内容が適正か不明 <p>(2)耐力壁・筋交いの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁仕様が明示されず、壁倍率に応じた釘の種類・ピッチの適合が不明 ・方筋交いの向き凡例(＼又は／)が耐力壁配置図上、わかりにくい ・金物選定を告示仕様としている場合に、柱頭と柱脚とで異なったものを選定している <p>(3)壁量計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁量計算の寸法記載漏れや、耐力壁の壁倍率の設定誤りがある ・通し柱の位置が明示されていない ・面積の大きな吹抜け部分に火打ち材が設けられていない ・設計支援ツールにおいて柱の小径の計算結果は数値上問題ないが、前提条件となる柱1本当当たりの負担面積が5㎡を超えている 	<p>(4)N値計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階の柱の直下(1階)に柱が無い場合には、近接する直下(1階)の柱に分配して負担することとなるが、1階のN値を計算する際にそれを加味していない または加味できる範囲(上階耐力壁の壁端柱から1m以内)を超えて評価している ・柱頭・柱脚金物の設置を誤ってN値計算している <p>(5)防耐火・防蟻措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置の方法及び範囲について明示していない
<p>■総則・設備</p> <p>(1)敷地・建物外部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置図に現況と設計のレベルの記載が漏れている ・土地の高低、敷地の雨水処理の記載が漏れている <p>(2)一般構造(基礎根入れ、階段等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に高低差がある場合において、根入れや基礎立上り寸法が部分的に確保できていない ・スカート断熱の地域区分が誤っていたり、スカートの幅が不足している ・階段の側壁や手すりの設置、各部分の寸法が読み取れない <p>(3)採光</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採光補正係数が考慮されていない、算定根拠となる水平距離及び垂直距離が図示されていない <p>(4)換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気使用室に設ける換気設備に係る換気計算の記載がない 	<p>■防耐火・避難</p> <p>屋根・外壁の延焼のおそれのある部分への措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延焼のおそれのある範囲内に求められる屋根・外壁の仕様について、大臣認定品を使用しているが付加断熱等の認定仕様と設計仕様に齟齬がある ・敷地内別棟増築により既存建築物へ新たに生じた延焼のおそれのある範囲において、開口部の防火設備の改修を計画していない 	<p>■省エネ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ仕様基準に適合しない断熱または設備の仕様で設計している

※添付図書は、計画建築物の規模・構造などにより異なりますので、留意願います。

図2 改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行に伴い、増加した建築確認等の申請における指摘事項

北海道における建築分野の 廃棄物処理の実態と建材・工法の調査

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 建築研究本部

北方建築総合研究所 建築研究部長 糸毛 治

1. はじめに

道内の建設廃棄物の再資源化・縮減率は、建設リサイクル法に定めるコンクリートやアスファルト等を中心に93.5%以上¹⁾を実現しています。しかし道内では建設業から排出される廃棄物が最終処分量の約4割以上²⁾を占めております。建築分野ではリサイクルをさらに推進し、最終処分量を削減することが必要です。

北方建築総合研究所では、令和3年度～6年度に北海道内の建築・解体から排出される建設廃棄物を対象に廃棄物処理の実態調査を行い、その考察として分別が困難となる建材・工法を検討したので報告します。

2. 建築・解体現場からの建設廃棄物の処理状況

建築・解体現場からの建設廃棄物は、通常、図1に示すいずれかのルートで、中間処理施設でリサイクルに向け再資源化されたり、最終処分場で埋め立て処分されたりします。調査では産業廃棄物処理の

際に作成される電子マニフェストから、「建築・解体現場からの建設廃棄物」と推定されるデータを抽出して、それら廃棄物の種類、数量および運搬状況、並びに最終到達地となる中間処理施設、最終処分場から廃棄物の処理状況を分析しました。

札幌圏に位置しない上川管内では、建築現場から排出された建設廃棄物は、北海道全体と比べ、建設混合廃棄物が占める割合が高く、その処理方法は推定分を含めると最終処分が多い傾向がありました。さらに上川管内においては、約3割が運搬距離50km未満であり、最終処分場へ直送されています。一方、約4割が運搬距離50km以上の中間処理施設やリサイクル施設へ運搬されています。このように、今回の分析では大きく2つの傾向があることがわかりました。

この傾向は、廃棄物処理を請け負う事業者の経済合理性に基づく行動をよく示していると考えられます。通常、最終処分される廃棄物の処分価格は高く、リサイクルできる廃棄物の受入れ価格は低く設定されています。また廃棄物の分別の精度により廃棄物の受入れ価格が異なります。分別の精度を高めるほど、分別作業に費用を要しますが、受入れ価格は低く抑えられます。これに運搬費が加わり、経済的均衡が形成されています。廃棄物処理を請け負う事業者はこれら費用の最小化を目指し、行動が決定されると推定されます。

従って、中間処理施設が近くにない運搬費が高くなる場合や分別に手間を要し分別費が高くなる場合には、分別によりリサイクルできる廃棄物であっても、近くの最終処分場に運ばれてしまうと考えられます。

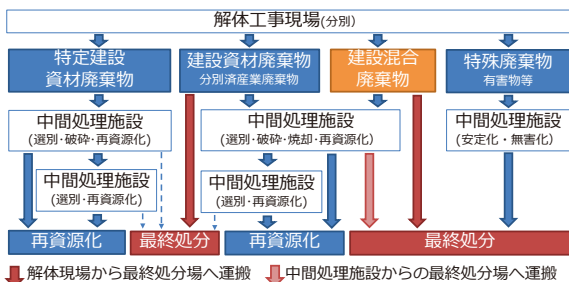


図1 建築・解体現場からの建設廃棄物の流れ

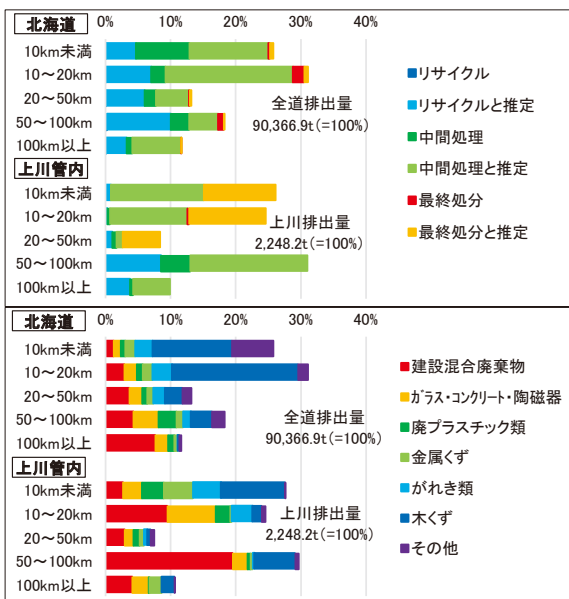


図2 建設廃棄物の運搬距離と処理方法・種類

3. 北海道における建材のリサイクルの状況

北海道内の建設廃棄物の処理業者へのヒアリングから、北海道における建材のリサイクルの状況を表1に示します。この状況を分析しますと、(1) 建設リサイクル法に基づき、特定建築資材廃棄物のリサイクルが進んでいること、(2) RPF(固形燃料)によるサーマルリサイクルが北海道のリサイクルの主力であること、(3) せっこうボードなど一部の建材で萌芽的なりサイクルへの取り組みが進んでいること、(4) 異種材料を組み合わせた複合材料は、ほぼすべて最終処分されていること、これら4つの特徴を捉えることができました。

4. 建築分野における建材・工法の検討

以上より、建設廃棄物の最終処分量を削減するためには、建築・解体現場での分別および中間処理施設での選別(以下、併せて「分別」とする)が容易な建材・工法であることが重要です。この視点に立

道央ブロック協議会報告

青年委員会

道央ブロック長

山川 力 (千歳支部)



第1回道央ブロック協議会in後志！倶知安町はインバウンドの影響をモロに受けている最先端と言える地域での開催です。ニッコースタイルホテル・パークハイアットホテルの見学！宿泊料も特別価格で家族連れもOKという内容でした。宴会場はG20の会食会場にもなった会場でもとても楽しい時間を過ごせたと思います。見学会では開発事業のコンセプトや開発の流れ、今後の予定等聞かせていただきました。その後のホテル内見学で最先端のデザインや建築を実際に肌身に感じることができるとても有意義で格別な時間となりました。第2回道央ブロックin江別！江別の地で明治から続く、老舗煉瓦メーカー米澤煉瓦株式会社の見学！北海道の風土と歴史の中で生まれ、今もなお手作業を大切にしながら受け継がれている煉瓦づくりの技術は、とても感動的でした。煉瓦の製造工程や工場、現場、職人達のこだわりに触れ、北海道に息づくものづくりの力を直に感じることができ、煉瓦づくりの裏側や今後の展望など直接聞くことができるとても貴重な時間を過ごすことができました。今後も建築のすばらしさと力強さ美しさを感じ取れる貴重で楽しいと思える協議会を開催していきたいと思います。皆様ありがとうございます。

2025道北の軌跡

青年委員会

道北ブロック長

橋場 怜央 (富良野支部)



2025年4月：道北ブロック1回目の協議会の事業は、担当の宗谷支部さんにて開催。新しく建設中の稚内市役所の見学や名物のカーリング体験の後、協議会で沢山の話し合い。カーリング場は寒くても、皆で試合をしているうちに汗だくに。楽しい経験でした。

2025年9月：道北ブロック2回目の協議会の事業は、担当の士別支部さんにて開催。三望台ジャンプ台という大型スキージャンプ台へ。実際にスキーで有名な下川商業の選手がオリンピック選手を輩出したコーチ指導の下練習しているところを見学。未来のオリンピック選手達がものすごいスピードでジャンプ台を飛ぶ姿が圧巻でした。その後、来季から導入される年齢制限の話などを含め皆で協議。

途中には、各イベント（青年の集いinかみふ、全道大会や全国大会）などもありましたが、道北ブロックからも沢山の人たちが関わっていたようで、建築士会を盛り上げていたようです。

私も、2024年より道北ブロック長に就任させて頂き約2年間、建築士会の諸活動を通じ多くの方々にお世話になりました。時期がまだ少し早いですが「みなさま誠に有難うございました」と御礼申し上げ道北ブロックの報告と致します。

みんなで学んだ！現場見学会！

青年委員会

道南ブロック委員

仲田 圭吾 (苫小牧支部)



道南ブロック協議会では、4月19日の第1回道南ブロック協議会イベントとして、『苫小牧市民ホール建設工事の現場見学会』を開催しました。当日は他ブロックも含め、多くの会員の方にご参加いただきました。工事の進め方や安全対策、最新の施工技術について現場担当の方から丁寧に説明していただき、普段はなかなか見られない“現場の工夫”を間近で学ぶことができました。参加した皆さんからも積極的な質問が飛び交い、とても充実した見学会となりました。その後は会場を移して協議会を開催。

和やかな雰囲気の中にも活発な議論があり、充実した協議会となりました。協議会終了後は、親睦会を行い、世代を超えてざっばらんに交流することができ笑い声の絶えない楽しい時間となりました。今回の協議会を通じて、会員同士のつながりがさらに深まったと感じています。



第一回道南ブロック協議会 研修の様子



第一回道南ブロック協議会 会議の様子

道東ブロック協議会報告

青年委員会

道東ブロック長

佐々木 誠 (紋別支部)



近況の道東ブロック協議会の報告としまして、7月に釧路支部で開催しました。令和7年4月末にオープンした白糠町の道の駅「しらぬか恋問館」の見学と釧路出身の建築家「毛綱毅曠」が設計した病院施設を宿泊施設として改修した「霧ノ音」の見学と同施設への宿泊をしました。

今回の協議会でメイン会場となった霧ノ音は1棟貸切型の宿泊施設となっていることから、「それだったら施設見学からそのまま協議会をやって懇親会もそこでやってしまおう！」ということで決まりました。元病院ということでしたが、メインホールには版画などが展示され美術館のような感じで各部屋は釧路の自然をイメージした内装となっていることから、病院としての印象を感じさせないものとなっていて、参加者も細部まで見学していました。懇親会では建物所有者が酒屋を営んでおり、地酒を含め様々な飲み物が用意されていて、夜遅くまで飲み明かしました。

ブロック協議会はそのブロックの支部が集まれる大切な機会となっていて、今まで参加してくれる人ももちろんですが、新しく参加した人も「また参加したい！」と思ってくれているような開催を今後も目指していきたいです。

旭川支部 支部の近況

事務局長
宮原 進

光陰矢の如しで今年も残すところあとわずかとなりましたが会員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

当支部の事業も予定通り実施されておりますが残すところ支部機関誌の編集、次期役員を選出、次年度の事業計画と予算編成などいずれも大変重要なことばかりです。

令和8年からは会費の値上げが決まっておりますので、次年の事業や予算はその分を加味したものにしなければなりません。値上げすることによってどの程度の退会者が出るのか見通しができない分、予算案を作るのに苦労するものと思われまます。

支部としては会費の値上げにより当面は収入増が見込めるとは思いますが、人口減少などにより数年後、会費収入減少を見込んだ支部運営をしなければならないので

はと感じております。すでに事務局スペースの縮小、職員の勤務時間の調整など合理化を進めております。更なる経費節減に努めなければならないと覚悟しているところであります。今年になって急遽、事務局員二人が相次いで退職され、新たな職員を募集し採用できましたが、業務を覚えるまで会員の皆様にご迷惑をおかけしていることは承知しております。できるだけ早期に仕事の内容を覚えて頂き、スムーズな業務執行に努めてまいりたいと思っております。

当支部恒例の建築士会旭川支部と事務所協会旭川支部合同の新年交礼会についても、年々出席者が減少していることから事業の見直しの一環として中止を含めた内容の検討を行うことになって、とりあえず令和8年についてはこれまで通り実施することとしております。会員の皆様には是非ご参加いただきますよう、よろしくお願いたします。合わせて会券の販売・購入についてもご協力お願い申し

上げます。

また、同様に昨年まで合同で実施しておりました「北のめぐみ・旭川食べマルシェ」については旭川市の助成金が無くなることから残念ながら令和8年からは事業実施を見送ったところであります。



新年交礼会の様子



「北のめぐみ・旭川食べマルシェ」の様子

網走支部 諸々…

事務局長
松浦 満



本部からの寄稿依頼には、「支部や地域からの話題提供」となっているが、網走支部の「対外的事業」としては、「建築士の日」関連のみである。

平成17年度から行ってきた、札幌市在住の歌手「水木ジュン」を招いての「老人福祉施設」への音楽慰問は、個人的な「ちょっとお付き合い」から始まった事業ではあるが、札幌からの運転応援隊も含め、「みんなが高齢になった…」と言うことで、昨年をもって終了する事になった。

終わって観れば、「コロナ禍」時期の休止を除き、17年、訪問施設数16施設、延べ45回の事業となっていた。

上記の事由から、本年は「親子で巣箱づくり」・「チャリティビールパーティ」のみとなった。

過去には、「プランター作り」・「花置き台」、そして「巣箱作り」へと変わってきたが、予算縮小の影響が否めない。

ビールパーティについては、貴重な支部運営財源となっており、「止められない、止められない」（かっぱえびせん【カルビー】）状況かと…。

ただ、「1,000円の会券で3杯飲む」が、昨年度から2杯になってしまった。

会員数は平成7年の171名（含準会員14名）をピークに減少が始まり、今年度の会員数は63名（含準会員1名）となっている。

会費納入については、会社が納入している会員が40名（63%）となっており、本部からは来年度の

会員数の調査依頼が来ているが、会員への来年度以降の「在会意向調査」を行う為、10月末まで待っていただいている状況だ。

以下は、これまでの記録から…。



老人福祉施設慰問初回（平成17年）



巣箱作り（本年）

道士会の動き

本部の主な会議報告 (10月)

- ◆第6回BIM推進特別委員会 (Web)
〈開催日〉2日(木)
1) 12月doBIMセミナーの内容
2) R8,9の委員会の体制
3) R8事業計画&予算案
- ◆第2回道央ブロック会
〈開催日〉10日(金)
- ◆第5回女性委員会小委員会 (Web)
〈開催日〉14日(火)
1) 次年度予算 (次年度活動予定を含む)
2) 連合会からのお知らせ
3) 建築士会のツアーを作る プロジェクト
4) 委員による仕事・趣味 紹介の今後
- ◆第2回道北ブロック会
〈開催日〉15日(水)
- ◆第2回道南ブロック会
〈開催日〉24日(金)

本部の主な行事予定 (11月)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 8日(土) 第10回青年委員会 | 22日(土) 第3回事業委員会 |
| 15日(土) 第2回災害対応委員会 | 28日(金) 第4回役員会 |
| 21日(金) 第4回総務企画委員会 | 29日(土) 第3回女性委員会 |

講習会・セミナーのご案内 (11月)

建築士定期講習

5日(水) 札幌市 12日(水) 帯広市

監理技術者講習

12日(水) 札幌市 13日(木) 旭川市 27日(木) 函館市

既存住宅状況調査講習 (更新)

20日(木) 札幌市

応急危険度判定士認定講習会 (新規)

10日(月) 札幌市

BIMマネージャー・コーディネーター育成のためのセミナー

7日(金) 札幌市

総合図作成ガイドライン 設計図書整合性向上ガイドブック解説講習会

22日(土) 札幌市

CPD認定プログラム(10月認定)

- ◆令和7年度震災建築物応急危険度判定訓練
〈日程及び会場〉11月6日(木) 13:00~16:30
稚内市総合文化センター 他
〈単位数〉3単位
〈問合せ先〉北海道宗谷総合振興局建設指導課 TEL 0162-33-2930
- ◆令和7年度応急危険度判定士認定講習会
〈日程及び会場〉11月10日(月) 13:30~15:30
北海道自治労会館3階 他1会場
〈単位数〉2単位
- ◆令和7年度応急危険度判定士認定Web講習会 (制度編・技術編) ※更新者用
〈単位数〉1単位
〈上記問合せ先〉北海道建築士会 TEL 011-251-6076

編集後記

今年4月より大きな建築基準法等改正の施行により、特に住宅の建築、設計を主とされている会員におかれましては、認識、把握、運用において大変ご苦労されているかと想像致します。昨今の物価、燃料費高騰による建設費の高み、住宅ローンが受けにくくなっているためか確認申請物件数が減少、建築業界にとってはまさに向かい風に耐える時期ではないでしょうか。本誌P2~3に申請対応の参考として、建築基準法等改正法施工後の審査指摘を確認することで、審査期間の短縮を図りたいものです。皆様にとって早く追い風になること願っております。

情報委員会 委員長 前田 繁 (釧路支部)

会費の改定について

当会は会員の減少に伴う会費収入の減少から、令和2年より厳しい経営状況が続いています。会員の皆様との意見交換、タスクフォースによる経営状況の分析、具体的な経費削減案の検討を経て、令和7年定時総会で承認され、会費額を改定することになりました。令和8年より正会員会費が19,200円、準会員会費が15,000円となります。これにより、経営状況は改善しますが油断することなく、引き続き会員全員で収入改善と経費削減について努めて行きたいと思っております。

“会員専用ページ”でオンデマンド配信中!



■視聴方法：北海道建築士会HPの上記「会員専用ページ」をクリックしパスワードを入力
■11月パスワード：Sou061



会誌「北海道建築士」 CPD単位登録のご案内

CPD自習型認定研修の設問は、下記の手順でCPD単位登録を行ってください。

- ① CPD情報システムにログインをします。
 - ② 自己申請の建築士会CPDメニューをクリックします。
 - ③ 認定教材/建築士会WEBセミナー申請画面から検索し、会誌「北海道建築士」を選択します。
 - ④ 設問への解答を選択します。
 - ⑤ 入力後、「次へ」を押します。
 - ⑥ 確認画面より「申請する」を押し、完了です。
- 注) 不正解の場合は登録できません。

CPD 自習型認定研修の設問

P4-P5 技術ノート
(北海道における建築分野の
廃棄物処理の実態と建材・工法の調査)

北海道建築士 No.339
2025/11/1 単位：1

設問 次のa~dにおいて、本文で示した廃棄物処理の実態について合致しない不適切なものはどれか。

- a. 廃棄物処理を請け負う事業者は経済合理性に基づき、廃棄物を中間処理施設または最終処分場に運んでいる。
- b. 費用を掛けて廃棄物の分別を進めても、廃棄物の受入れ価格は変わらない。
- c. 異種材料を組み合わせた複合材料は、ほぼすべて最終処分されている。

情報委員会委員長/前田 繁
副委員長/村山 賢司・立花智亜喜
委員/角張 隆昌・津山 浩
奈良岡 修

北海道建築士 No.339号

印刷 令和7年10月/発行 令和7年11月

編集・発行 一般社団法人 北海道建築士会
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地
大五ビル
電話 (011)251-6076番
URL https://www.h-ab.com/

印刷 株式会社 正文舎
〒003-0802 札幌市白石区菊水2条1丁目
電話 (011)811-7151番